

第2回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

○事務局

定刻になりました。第2回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。私はこの調査会の事務局であります、学校支援課の池辺と申します。

神奈川県いじめ防止対策調査会は、県教育委員会の附属機関でありまして、県教育委員会からの諮問に応じて、県立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する重要事項や、県立学校におけるいじめの重大事態についての調査審議をするために設置されている組織です。

なお、本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えておりますので、開催の定足数を満たしております。上田委員、永田委員が欠席となっております。

また、一般傍聴者1名、報道関係者4名が本日の会議を傍聴されています。

では、以降の議事進行は柳生会長にお願いいたします。

○柳生会長

はい。改めましておはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

まず協議に入る前に、会議の公開について諮りたいと思います。本日の会議のうち、次第の2、いじめ防止対策推進法第28条第1項による事項については、いじめの重大事態と疑われる、個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがあるために、非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 賛成過半数 —

過半数の賛成が認められましたので、そのように非公開にしたいと思います。

1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

○柳生会長

次に、次第の1、先生方のお手元にあります、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項ですが、前回に引き続きまして、いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について、協議したいと思います。

前回の調査会は、6月に開催しましたが、今年度初めての開催であり、他の報告事項などもあって、本件の諮問事項についてはあまり深い論議ができなかったという気がしております。また、前は諮問事項について残り2回の調査会で議論して欲しいとの事務局の案が示されましたが、いじめの重大事態に関する調査結果の公表という難しいテーマについて、2回の会議で結論を出すのは困難というご意見をいただきましたので、本日も含めまして、3回以上は、調査会を開こうと考えています。つま

り、年間4回ということになります。1回増えるということになります。できれば早めに一定の方向性を出して、意見の集約ができるようにしたいと思いますが、調査結果の公表ですので慎重に検討する必要があります。日本全国の他市でも、他の都道府県でも、問題には深い根が結構あると思いますので、そういうことを踏まえまして、本日は意見の集約に至らなくても構いませんので、皆様から忌憚のないご意見を頂戴できればというふうに考えています。

それでは、今回は事務局がまとめました資料を使用しながら議論していきたいと思いますが、資料については、お手元にあると思いますが、事務局からのご説明をお願いいたします。

－ 事務局から説明 －

○柳生会長

ちょっと量的に多いですけども、資料ありがとうございます。この資料は、だいぶ見やすいので、意見も出てくるのではないかと思います。

それでは、フリートキングでいきたいと思います。ご意見、考え等も自由に発言していただいて結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小池委員

まず原則公表というものの重要性について、意見を述べさせていただきたいと思います。前の会議の時に、教訓を生かして欲しいということをお願いしましたがけれども、今日はそれに補足する話でお話したいと思います。いじめによって重大な事態が生じたときに、訴訟になることがあります。そうなったときに、裁判所は重大な結果と、いじめがあった場合ですけど、いじめとの因果関係を判断しなければならないのですが、実は裁判所にとってこれの判断がとても難しいのですよね。ある判例はこういう考え方をとります。こういうことがあった時に、死亡の結果が、本人が自殺してしまうという結果が具体的に予測しなければ因果関係はないのですよという考え方。これって、そこまでやって放っているという自体がそもそも想定しがたいわけで、こんな考え方をとってしまったら、ほぼいじめと自殺との因果関係が認められないだろうという、そういう方向になってしまうかと思っています。私はこれをあまり社会的に妥当な結論だとは思わない。その一方でこんな判例もあります。これだけ世の中でいじめが報道されていますと。いじめによる自殺も報道されていますと。従って、いじめのあった以上は、生徒が死んでしまうという結果だって予見できて当然ではないですかというふうな、こんな言い方ではないですけどね。これに近い判例もあります。確かに、それぐらい気をつけて欲しいなとは思いますが、だからといって、これが常にこの考え方で妥当な結論になるかということ、そうでもないのかなというところがあります。そうした中で、もし裁判所に妥当な結論を出してもらうにはどうしたらいいかということになると、こういう調査の積み重ね、新しい法律ができて各自治体で調査が積み重ねられてきましたので、この中で掴まれてきた、こういうことには注意しなければいけないという経験則を積み重ねていくことで、裁判所の判断を妥当なものに持っていくことができるのではないかなと。同じような事例がここにもここに

もここにもあるのだから、このぐらいは予想してやってくださいと。これこれこれこれこういう事情というのはよその事例を見ても少し難しいので、これは難しかったのではないかなとか、そういった具体的な事実に基づいて、裁判所が判断できるということと言うならば、やはり原則公表して、もちろん公表しなかったとしてもその自治体では教訓にもらえるとは思っただけけれども、そうではなくて日本全体の共有財産にしていくという意味では、原則公表というのはものすごく意味のあることなのではないかなと私は思っています。

○柳生会長

原則公表については、おそらく他の委員さんもあまり異論はないと思うのですが、例えば自死の場合、要約で公表している加古川市のデータとか、宝塚市の例だとかいろいろ調べてみると、何かすごく情緒的な言葉を使っていますので、これが本当に真実なのかなと思いたくなる時もあるのですよ。例えばですね、いじめ以外に自死に繋がるものは見つからなかった。だから、これはいじめと因果関係があるのだと、断定しているわけですね。この調査委員会が。そういうものなのかなと、すごく疑問には思います。それは人間として人間観がほとんど引っ張られているのではないか、何か今の世相に引っ張られている気がして、すごくそれを感じています。

○大滝委員

原則公開は賛成なのですけれども、それで要約版というのは難しい部分があるなど思っているのですけれど、ちょっと全体についての意見ではなくその部分についてだけ感想を言えば、自殺といじめの因果関係は、一対一で言うのは難しいと本当に思います。それで、いろいろな要素が入っているので、そういった要素を全部配慮しないとその人が亡くなった原因は言えないと思うのですよね。ただ、いじめの調査委員会でそういうその人の持っている背景因子を全部確認することが要求されているかといえばそうではないので、そういう意味では小池先生の意見とまた少し違うのかもしれないと思ったのは、判例がどのように落ち着いていくかということの一つの指標を作っていくというようなところまでが、この調査の結果がそういう意図でいくのは、一般的には良い面もあると思うのだけど、ちょっと微妙というか行き過ぎかなというふうな感想もあって、教育委員会の調査ですから、誰が悪かったなどということ特定することがメインというよりは、再発予防のところをすごく強調できるようなレポートを書いていくということがいいのかなということで、その裁判でどういうふうに見られるかということとあまり視野に入れすぎると、ちょっと微妙なような印象を持ったのですけど、いかがでしょうか。

○小池委員

それは公表するかどうかというよりは中身をどう書くかという問題の方に近いのかなと思うのだけれども、おっしゃる通りで、自死、自殺の原因を特定のものに絞るなんてことは、およそ難しいし、ましてや、子どもがいろいろな家庭地域社会の中で生活している中で、いじめに原因を絞るような判断というのは、そう簡単にできるのかといえば、私は、それはとても難しいと思います。従って、その場合のいじめと自死

の因果関係の判断というのは、いじめにより自死に至ったと書けるような、そこまで書けるような事例というのは相当まれなケースではないかなと思います。ただその中でも、いじめと自死の関係については、裁判所の判決ではないので、いろいろな書き方があると思うのですよね。つまり、原因の一つとなった可能性は否定できないとか、もっと弱めて関連性は否定できないとか、あるいは重要な原因となった可能性があるとか、そのあたりの濃淡というのは、私たちの委員会ではすごく自由に書き分けて良いのではないかなと思うのですよね。そうしたこと、その中身を配慮することによって、一人歩きの危険というのは避けられるのではないかなと。あと、もっと言ってしまうと、今柳生委員がおっしゃられたような論法、他には原因がないんだ。よっていじめであるという論法を使ったとしたら、それは多分報告書の説得力としては相当に低く、それなりの評価しか。私はそれを読んでいないからわからないのですけれども、もしその論法を使ったとしたら、その報告書自体の説得力あるいは価値を下げてしまうと思いますので、それはそれ。むしろ中身の問題として、いいのかなというふうに思います。

○大滝委員

小池委員の話、了解しました。要するに、公表の問題よりもまず中身というか、第三者委員会がどんな姿勢でレポートを書くべきかというところがより重要であるという視点ですよね。それで、次に、先ほど私が触れなかった公表のことに言っていると、要約版より黒塗りの方が信頼性が高いというふうに私も思います。しかし黒塗りで出すと、今の時代ですから、ありとあらゆるデータを駆使して、これはきっとどこの誰だとかそういうような形で、特にやめた方とか亡くなった方とかの場合は、かなり特定されやすくなると思うので、いじめの被害者の方がこれはこれでまた問題があるのかなということ私をちょっと感じているので、この会だけでこのレポートを書いて、それがその通り文字どおり受け取られるので終わるのなら良いのだけど、そこを基礎にありとあらゆることが今、個人情報特定しやすい世の中になっているので、その辺で、相当な配慮が必要なのかなというように思っています。前段の話ですけど聞きました。

○柳生会長

加古川市の事例で言うと、一番初めに、いじめにより生徒は自殺に至ったと認定すると。いきなりそこから始まるわけですよね。この結論から、この5人の先生方は自信に溢れているのだろうなと思いつつ読んでいたのですけれどね。それがサーッと広がっていくわけですからね。どうなのかなと私は思いました。だから、書き方の問題は非常に重要だと思います。それからもう一つ言えることは、この調査を始めるか始めないかということは、もうそれを開示しなさいと、調査を始めているのだということを開示しなさいという問題があつて、調査結果報告書を開示することを前提として、開示して調査を始めていいですかと聞かなければいけない部分も出てくると思うのですよね。そこのところもやってもらって、要するに調査を依頼した段階、いじめの重大事案として上がってきた段階でこれを公表しますということを保護者も本人も嫌だと言った場合にどうするか。あれを見た場合に、いくつかありますよね。公表しな

いという同意がない場合でも公表している場合がありますよね。これはどういうふう
に処理したのかなど。

○小池委員

横浜市が公表版を作ってインターネット上で公表するというやり方をすでに始めて
います。それで、おそらく被害者側の方が了解されなかった事例では、事案が全くわ
かりません。何の事案なのか。つまりは再発防止策しか書いてないのです。

○柳生委員

書き方の問題ですね。

○小池委員

はい。ですから、あとの同意のある場合、ない場合は論点になってくるかと思いま
すけれども、被害者側の同意がない場合については、場合によっては、私の考えです
けれども、こういうふうに事案すらわからないような公表というのもありなのではな
いかなというふうに思っています。

○佐藤みのり委員

まず一つ目に、開示を前提にして報告書を作成するという案が3ページの「(3)
その他」というところに載っているのですが、これについては、やはり開示を前
提に、調査報告書自体を作成するとなると、例えば学校の特色について、その事案を
検討する時に重要な事実になるのに、それを調査報告書に出せなくなってしまうと
か、後で読んだときにわかってしまうという理由で出せなくなると思います。そう
なると、やはり十分な調査にならないと思うので、すべてを公表する、そのために調査
報告書も開示を前提にしたものを作るという案は、私はやめたほうが良いのではない
かというふうに思っています。

そして、それ以外に、裁判と第三者委員会の関係について少し議論が出たと思うの
ですけれども、確かに裁判と第三者委員会では随分違うと思いますし、またいじめの
委員会なので、やはりいじめのことだけについて議論するというのが本来の姿であっ
て、それ以外の要素というのはやはりその議論ではなかなかできない面があります。
家庭の事情がなかったのかとか、いじめ以外に自殺に繋がるようなことがなかったの
かといった部分はなかなかわからないところだと思います。なので、調査報告書の書
き方ですが、事案にもよりますが、(いじめ以外に原因はないから)「いじめで自殺
しました」と断定するような書き方はとても問題があるのではないかというふうに思
います。ただし、やはりその第三者委員会で議論に上がったそのいじめの事実とか、
そのいじめに対する評価とかそういったところが蓄積されていって、それがそのまま
裁判に生きるというわけではなくてもそうしたものを参考にしつつ裁判でも事実を見
る見方とかですね、そういったものが役に立つ可能性もあるのかなと思うので、やは
り公表するということが自体に意味があるというのは私も、本当に強く思うところ
です。

あとは、黒塗りについてですけれども、黒塗りにすると正確性が担保されたとか何

もいじっていないそのままの報告書だっというふうに取り返してもらえない可能性もありますが、一方でその黒塗りにしたところに何か不都合が隠されているのではないかとかですね、そういった意味で、疑問を持つ人も多分いると思います。それは公開版を作ったとしても疑義が生じるし、黒塗りにしたとしても疑義が生じるのかなあとと思って、そうするとどちらも同じような疑問を持たれる可能性があるのであれば、より全体像がわかりやすいということや、そのプライバシーに配慮した形で書けるという意味で公表版を作るというのも一つありなのかなあとというふうに今のところ感想として持っています。

○荒井委員

一つ知りたいことがあるのですが、資料1の2ページ目の論点のところ、本県では児童生徒及び保護者が同意しない場合、その意向を尊重してこれまで公表していないとなっていますけれども、実際にその保護者等が公表を希望されないことが多いのか、それとも、そういう全体の割合としては別に公表してもらって良いですという方が多いのか、実際のところ、どちらが多いのかなというのがまず一つ。他の自治体での案件もあるみたいですが、実際に公表しないでくれと言ったからやめましたというのが全体の案件のうちのどれぐらいの割合なのかということも大事なことではないかなというふうに思います。あと報告書とかその黒塗りとかその公表をした場合のことですけれども、公表版も作成となるとまたそれを誰かが作って、それが良いのかかどうかなどについて検討して、すごく時間がかかっていると思います。こういうものを何かがあったのでやっていますと言って公表するのにすごく時間が経ってからというのは、あまり納得されないのではないかなというふうに思うので、もし公表するならばのくらいスピーディーにできるのかということも大事ではないかなというふうに思います。

○柳生会長

では最初の質問については、事務局から回答をお願いします。

○事務局

当事者が公表を望まないということなので、公開の場で件数を申し上げるのは憚られるところではあるのですが、ただ、国の方で児童生徒の問題行動等に関する調査というものを毎年やっております。その中にはこのいじめの重大事態の件数というものが出ております。その区分でご説明をさせていただきますと、全部で3件、これまでにございました。その3件については、すべて公表は望まないということでございます。内訳なのですが、1号事案、生命心身財産への重大な被害については、1件、それから2号事案、不登校に関しては2件でございます。

○瀬高委員

学校の校長として預かる立場としては、あつてはいけないことなのですが、この中で調査ということに関して言えば、それを受ける側であり、公表される側の立場にあるのですが、ではそのときに、どういう気持ちで調査に対応していくかということ

学校の側から考えた場合に、あるいは、こういう形で勉強させていただく中で法律を読んで私なりに解釈する中で、そもそも調査報告書は何のために作るのだと言われれば、おそらく被害にあって辛い思いをされている当事者であったり、ご遺族の方が一体真実何があったのかということを知ることができるために作るものなのだろうなと思っています。ですから法律では、それに不満とか不明なところがあったとしたら、再調査という二の矢を打つ手段も被害者の方にも権利として認められているわけで、裁判でどう使われるとか、あるいはそれを教訓としてどう活かしていくかというのは、あくまで二次的、三次的な作用であるのではないのかと私は思っています。ですので、先ほどありましたように、発表を前提としてそれを作成するというのが、やはりそれはあるべき姿ではないと思いますし、危惧される課題として、もし公表前提をしたがために、明らかに真実に迫ることの支障が起こるとすれば、原則公表というのいかなものなのかなというふうには感じるところがあります。ではどうするかといったら、やはり、様々課題として挙げられているように、公表するかしないかというのはもちろん当事者の同意があるというのは私は当事者としては加害側も一当事者として考えるべきだとは思っているのですが、その同意があることはもちろんのことですが、果たしてそれを公表することにやはり公益性があるのかなど。その他の個人情報やプライバシーを守る時も一つの判断基準であると思われる公益性というものが果たしてそこにあるのだろうか。あるとすれば適切な形で黒塗りにしたり、伏せて公表したりする場合もあるだろうし、また裁判の資料になるとすれば、別に公表されていなくても裁判の資料にはおそくなるのだろうと思いますし、裁判資料になるためには公表されていなければいけないということはないと思います。あるいは様々な方法で、学校現場としてはそれを教訓的に受け止めることもできますし、いじめ防止対策の改善に資するということは、様々な方法で日々取り組んでいかなければいけないことだとは思っています。ちょっと抽象的で申し訳ないのですがけれども、やはり基準としては皆さんおっしゃる通り、前提公表が良いとは思うのですがけれども、単に覗き見趣味であるとか、よく巷間言う何とか法みたいな一過性のゴシップ記事として扱われないようにしっかり公表することに公益性があるということと、それに十分プライバシーとか個人情報に十分配慮した方法で、それがたとえ黒塗りであったとしても構わないと思うのですが、配慮した形で公表をして、私たちは、自分たちの戒めとして、それを受け止めていく。それが私の立場、学校を預かる者としての立場の意見かなというふうには思っております。

○大滝委員

事実関係について質問があるのですが、今日議論しているのは、レポートをホームページ等第三者の目に触れるところに公表する話なのですが、当事者にはこれを黒塗りでお渡ししているのか、黒塗りしないでお渡ししているのか、その辺の事実関係をちょっと確認させてくれれば。

○事務局

黒塗りをなしでお渡ししています。

○大滝委員

ということは、例えばその方が裁判の方に持っていくためにその記録を弁護士さんのところに持って行って、こういうことが起きたのだけどということを言うことは可能だということですね、現状では。

○事務局

可能だと思います。

○小池委員

可能な上にもっと言うと、受け取った被害者側がホームページに公表して、それが直ちに名誉毀損でアウトかといったらそういうことにはならないと思います。被害者側がやろうと思えばできます。

○大滝委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○佐藤みのり委員

さらに言うと、裁判で争うとなれば、公開法廷で出ることになりますし、しかもこのいじめ、この前も議論になったと思うのですが、この第三者委員会の報告書を出す前に重大事態ともなると報道で出てしまっているという可能性が高いです。それは公平な調査を経てということではなく、いろいろな憶測やら何やらも出てしまっていると。その中で私たちがちゃんと第三者委員として、調査しました、その結果をしかもプライバシーに配慮した形で出すということになると、プライバシー侵害の程度はかなり小さくした形で出せると思います。私は今回の第三者委員会の会議で出される調査報告書はもちろん当事者のためでもあるとは思いますが、それと同じ位、公共財としての意味がある、再発防止のために役立たせるために書いている部分があると思うので、公表はしていった方がいいのかなというふうには思っています。現に私もいじめ予防授業などを弁護士の立場ですることがあるのですが、そういうときに、昔の過去の事例を使って子どもたちにお話しすると、現実起きた出来事として、心に重く突き刺さる形で理解してもらえ、よく考えるきっかけになると思っています。そういった意味で、プライバシーに配慮した形で、事案や、いろいろな再発防止策について公表することには大きな意味があるのではないかというふうに思っています。

○佐藤直樹委員

原則公表ということは意味のあることだというふうに思います。小池委員が言われたように、裁判所ですとか警察の対応の感覚と教育現場との感覚には大分乖離する部分があるのかなと。その根本を考えると日常が違うということだと思うのです。先生たちは学校で子どもたちと日々接していると。私はいま教育行政にいますので、教育行政は主に大人と接していると。その中で日常が全く違うというところがそれに繋がってくるのかなと。

それともう一つ、先ほど他の方も言われていたのですけれど、いじめ防止対策推進法が立案されたときには、教育的な視点で多分作成されていると私は思っています。ですから、その立案された当時とそれが実際に運用されていくと、先ほども話題になっている法的な対応の部分が大変多くなってきてしまっていると。基本的には重大事態になったとしても、保護者が納得されていれば、公表を求めたりとしない。先ほどの3例がそうだったように。公表を求めているのは当然納得しない、もめているケースになるのかなど。ですからその辺難しいところになると思いますが、自分としては、加害の生徒も被害の生徒もいると。日常の中にその子どもたちがいるという、その子どもたちの影響というのもやっぱり斟酌しなければいけないかなと思っています。

○佐藤雅己委員

私も学校関係ですので、まず初めに子どもや保護者のことに思いが行きました。保護者の同意のあるなしで、大きな差をつけるべきではないかと感じました。同意がある場合には、やはりその報告というのは具体的であるべきだし、ない場合には二次三次の被害をぜひ防ぎたいということはいじめの内容・程度の公表でもやむなしのかなど。ただ、ある場合の公表としては、公表することの意義を踏まえて広く社会に周知ということであれば、一般の誰もがそれを見て理解するというのは概要版とか公表版ではないかと思っています。黒塗りの詳細なものを一般の人たちが見ようとするだろうか、読もうとするだろうか、読みやすさ見やすさも一つにはあるのかなど。もう一つ考えたのが、保護者の意向というのは、非常にデリケートで変わることもあります。保護者感情に十分配慮した上で公表の趣旨を保護者に丁寧に説明して、できれば公表するという視点も必要のかなどと思いました。

○小島委員

私はその公表に関して黒塗り版とコンパクトにまとめた版と、両方出してはいけないのかなどと思ってしまうのですけれど。というのは、社会福祉的に考えると一般の保護者、PTAの感覚でいるとこういうことがいじめになるのね、というのか、こんなからかいがものすごく重大ないじめになるのだとか、昔の考え方の親御さんたちとか先生たちが、子どもたちもそうなのですけれど、こんな小さなことがこんなに大きなことになるんだということは、コンパクトな形でも何か公表しないと、わかってもらえないのかなあと。逆に黒塗りを出しても、PTAや子どもたちには何も感じないのかもしれないという、予防策的には、そういうことは考えます。

○大谷委員

いろいろな先生方のお話を聞いて、自分の中でもやはりかなり揺らぐなというのが正直な感想です。私も最初に考えたのは誰のための公表なのかなというところが一番考えたところで、当然被害者側のご家族や本人が開示を求めない場合はしない方がいいのだろうなというふうに最初思っていた反面、やはり再発予防という観点から言うと、そういったことをきちんと公表して伝えていくその積み重ねというところというのは、やはり大切なのかなというふうに思う。今話を聞いて非常に気持ちが揺らいだというところの部分です。ただ言っていなければやはりその開示することを前提とした調査を行うという説明を行うという話になってしまうと、かなりバイアスがかかる

可能性もあるかなというところも印象としてありましたので、そういったところもちょっと慎重に考える必要があるかなというふうに思った次第です。

○小林委員

私も皆さまのお話を伺いまして、同じように考えている部分があつていました。もともとそもそもところで公表が何のためなのかというところを考えたときに、これが児童生徒のためなのか、保護者のためなのか、それともこれからの神奈川県の子どもたちのためなのかといういろいろな側面が考えられるなと思って、お話を聞きながら自分で考えておりました。ピンポイントで言えば、やはりちょっと私の中でもどれがいいのかというところは自分の意見が今まではっきりとできないところなのですけれども、例えば公表するというところに原則として、概要版を出したということにして、ここに間違いが書いてあるわけではないので、その概要版で、まず読み取れるものは読み取れると。しかしもっと詳しく知りたい、本当の事実を知りたいという方がいれば、それは開示請求という形で請求していくこともできるのではないかと。いうその二段構えでもいいのかなという考えもあります。ただ、まだもう少し私も考えたいなというところが、本心のところですよ。

○静井委員

普通のPTAなので、専門的なことはよくわからないのですけれども、いじめを防止するために必要なのはこういうことがあつて、こういう経緯があつてこうなったというようなそういうことがあれば、親も先生もその現場で気づくことができるのかなと思うので、公表するとかしないとかわからないのですけれども、同意を得られても得られなくても、みんなが知ってもいいような内容だけ伝えていただければ、ありがたいのかなと思います。本当の真実を知りたいのはご家族の方だと思うので。どうすればいいのかという、どういうことがあつたのかということが分かれば良いのかなと思つていました。

○金子委員

今伺っていると、公表の意義について皆さんそれぞれおっしゃつておられると思うのですが、今の資料1に示された三つの丸の意義がありますが、きちっとこれについて皆さんどうかということを確認していければというふうに感じました。示されたこの三つの意義、私どもはこれでいいのですよね、どうでしょうかということなんかが大分そのことも含めた話が出てくるのかなと思つておるのですから。せつかくこう資料として示されていますので、これについてどうでしょうかということをもう一度確認していければなというふうに考えて今聞いておりました。ちょっとその中で確認したいことがありまして、二つ目の丸で、「そのことにより」という言い方がされていますが、これは社会的な評価を得たことによりという意味なのか、それとも公表したことによりということなのか、私は読み取れなかつたのですから、これはどうなのかということを確認したいなと思つたものが1点。それから少しさかのぼつて申し訳ないのですが、神奈川県がいじめ防止基本方針の中で、学校または学校の設置者という「または」つなぎであつたのですが、文科省のガイドラインは学校の設置者及び学校という並立的な扱いにした。これ神奈川県が変えられたという、この経緯が何かご存知でしょうか。この二つを確認したかったのですが、よろしいでしょうか。

○事務局

まず最初の「そのことにより」というのは、これは社会的な評価ということで考えています。

○金子委員

評価を得たことによりということですね。その評価にならなければならないということが大前提だということですね。はい、わかりました。

○事務局

要するに、内部だけではなくて、広く一般の方に評価していただくことによって、そういうことを言いたかったということです。それと、その学校または学校の設置者という部分なのですけれども、重大事態の調査については、そもそも学校の設置者または学校が行うというふうに法的にはなっているのですね。公立学校の場合の調査の実施主体は、重大事態の報告を受けた教育委員会が、例えば学校主体の調査では、重大事態への対処に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した、または学校の教育活動に支障が生じる恐れがあると。こういったことを踏まえてですね、教育委員会が判断するということなので、ここは、並列ではないというような考え方を我々は整理したと。

○金子委員

わかりました。そもそもこういう形で特段の支障がなければ公表していきましようということですので、それは従来の考え方から少し変えていきましようという姿勢でもあるなど、確認したかったものですから。はい、ありがとうございます。

○柳生会長

余談になりますけれども、例えば加古川の例でも要約版を読みますと、いじめの内容はクラスメイトや部活動の仲間から無視や仲間外れ・からかい、これがあつたと。それによって亡くなったということなのですけれど。これが公表なのかなと思うと、いじめの専門家がいなかったのかなあと。臨床心理士はいなかったのかなと。なんなのだという感じがします。いじめがからかいで死ぬのですかと言いたいですね。そういうふうに取り立ててしまいますよね。ただ先ほど小池委員がおっしゃったみたいに、よくよくしっかりと書かないと、大きな過ちをする。それが世の趨勢だつて言われればそれでいいのかもしれませんが。そういう問題ではないよという気がするのですよね。先ほど来出ている真実、この真実に迫るためには、調査会は、例えば、調査部会が実際にスタートしているわけだけれども、親との軋轢や葛藤の中で、進めざるをえない。それから時間もない、人材も足りない。そういう状況の中で、調査会自身が真実を決めるのかといった場合には、非常に問題があると思います。からかいと仲間外れがいじめの初期段階と言われていきますからね。この初期段階で死ぬんだとことになると、公表されるようにすべての児童生徒は死ぬ可能性があるのだということになりますから。先生方はそれを常に思っていなきゃいけないというようなそういう世の中になったと思います。それでいいのかなという感じはしますけれど。

○佐藤みのり委員

公表の時に、からかいや仲間外れとしか書かないで出したら、あまり意味がないと思います。からかいや仲間外れがはじめになるというのは多分皆さん分かっていて、それを公表してもあまり意味がないというか、この今回の事例でこういうことが先ほどおっしゃられたように、そんなにささいなことで死亡ということに繋がってしまったということがあったとしても、その具体的などころがわからなければ、それは何の教訓にも活かされないと思うので。公表するのだったらそのプライバシー、誰なのかというところはわからないようにしなければならぬけれども、具体的な事実は公表しなければ何の意味もないと思うので、そこはこれから詰めていかなければいけないところなのだと思います。

○柳生会長

自殺・自死の場合に、例えばお父さんが5回も離婚して、お母さんが5回も変わっている子がいて、それで学校の対応が悪かったと、部活でいじめられたと、それで亡くなったというときに、周りの風評はあの親父が殺したとみんな言っていますよね。でもそれは、こういう場合には出てこないのですよね。風評とか、そういう憶測をびしゃっとそうではないよというのが真実ですからね。それを封じ込めるのだったら公表も意義があるけれども。それはかなり死者を冒瀆するものであるし、公表というのは難しいなというふうには感じます。現実はそのようなこと、ここに書かれているようなものではないなということは、茨城県の事例もそうだし。何にしてもいろいろな事例を見てみますと、こんなことで死ぬのかなあとか、これがいじめに繋がるのかなあとというのがすごく多いのですよね。これは私の個人的な感情ですけれど。そのために我々が呼ばれていると思うのですよ。

○荒井委員

もっと言ってしまうと、私は精神科医ですけれども、その子どもの精神状態や発達によって、事実をどう受け取るかとか、どういう理解度があるということも、当然一人一人違うので、例えばベースに発達障害があるお子さんであるとか、統合失調症で被害的である場合だとかというのと、同じことを言われても、受け止め方が違う。それをいじめとある人は感じるし、ある人は感じないというふうなことがあるので、その因果関係とかいうのはまず、難しいですね。そうするともう全部発達歴から成育歴から精神状態からというように考えなければいけない。報告できるのは、何が事実と実際に客観的に誰が見ても、事実としていつどういう出来事がありましたと。それも、加害者側と被害者側で言うことが違う場合もあると思うので、もうあくまでもその事実確認に徹することでしかやはりできないのではないかなと思います。

○佐藤直樹委員

先ほど柳生会長がそんなことで死ぬのかなと思っていると聞いたときに、いや私は違うというふうに言いたかったですね。ただそのあとに、それだけで死んだのではない。故人を冒瀆することにならないかなというのを聞いて少し安心したのと、荒井委員が言われたように、その構造的にいろいろな要素があるということも、こういう場でそうやって解説いただければ大変ありがたい。ただ現場の感覚としては、少なくとも私は、いつ子どもがそういうふうになってしまうのではないかというすごい緊張感を

持って仕事をしています。多分現場の先生の大半はそうだと思います。今日は校長先生2人来られていますけれど、私たちは小中を所管しているので、小中に関して言えば、どんな小さなものでも見逃さないというのは私たちは徹底しています。だからその小さなこと、たとえそれだけであったと置いていても、そうならないように少なくともやるように、うちの指導主事へ言っています。ただ、確かに荒井委員が言われたようにいろいろなパズルがそろってなくなってしまうというのは、それも構造的にわかるのですが、結果としてもう1号や2号になってしまえば、私達は管理責任は取るべきだと思っています。ただそれが教員がそれを全部やり尽くせるかというやり尽くせない現実もあると。その部分が難しいと思うのですけれど。だからそういうことも少しお話をしておきたいと思っています。

○大滝委員

管理責任を取るというのは非常に立派な発言ではあるけれども、ありとあらゆることが学校現場でも起き得るわけですね。それらに関して管理者が必ず責任があるというわけでは私は全くないと思うので、そういう意味では、このレポートというのは二つの意味ですごく特殊なレポートなわけですよ。一つは、学校であった事実関係といじめのこと以外のことは基本的に抑制して書くという、先ほど荒井委員が言われたように。それからもう1点は、我々に一切捜査権はなくて、当事者の善意と協力のもとでレポートが仕上がっているという、こういう非常に偏った言い過ぎですけど、部分的なレポートであるということを私たち自身は自覚していなければいけないし、そのことをちゃんと公表の際には、読む人にも、これはあくまで学校でこういう形で取ってわかっていることだとすることをきちんと明確化しないと、すごくそのレポートが一人歩きするという、そんなことを今思っています。私なんでこんなことを言うかという、医療現場ではありとあらゆる医療事故が起きるわけです。それをもう全部管理責任であるというふうにと考えると、私は院長なので、ありとあらゆることがすべてそのトップに関わるってというのは、余りにも少し行き過ぎの論理だなと。でも大体皆さんそう言うのですよね。校長出せとか委員長出せとか。この問題を放置していたのはどうして誰の責任だという責任論になっていって、だから私もややナーバスではあるのですけれども、このレポートが本当に最初の意義三つのようなところでなくて、裁判の際に、資料として活用されるということになるのではないかとことをすごく心配しながら、いつもこの文言のまとめに参画しているというのが、私の本音です。あまりいじめの話だとか子どもたちの福祉に資するという視点だけでないことについては少し申し訳なく思っていますが、しかしこういった全体認知をもっていろいろなことをやっていかないと、一人歩きしていくような気がして仕方がないのですけれども。

○小池委員

佐藤直樹委員がおっしゃったところですよすごく大事だなと思うことは、結局結果を防がなければならないというところは、まさにそこが辛いところで、たとえ親がどんなであろうと、たとえ子どもがどんな障害を負ってしよう結果は防がなければいけない。その方向で動かなければいけないというのが学校現場の本当につらいところか

なというふうに思います。ただその反面ですけれども、責任とおっしゃられましたけれども、この調査は大滝委員のおっしゃったように責任追及のための調査ではない。むしろ、いじめという結果が発生したから責任を負えではなくて、対策を怠ったときに初めてということですから、結果責任ではないということは法律自体が明言していますので、使命感は本当に尊いところかと思えますけれども、責任追及は少し違うかなというところがございます。

○佐藤直樹委員

最初に私の1回目の発言の時に、いじめ防止対策推進法が立案されたときに、法的な対応を念頭において教育的な内容で作られているというのは私も十分理解していますので、小池委員や大滝委員が言っていることも大変ありがたく思っております。

○柳生会長

ただし、作った文科省の森田さんを中心とした諮問委員会は、これは要するにそういう先生はいないだろうと。100万人の先生が、みんなうちの子どもたちはいつ死ぬかわからない。いつこういうことになるのかわからない。それに対して余りにも先生方は鈍すぎると、だから法律で縛るんだと言っていました。それは間違いないですね。何かやらないと、先生方動かないからと。いやそれは教育的ではないのではないですかと先生は議論されていましたよね。でも先生、全国の先生はこんな柳生先生みたいな人ではないですよと、みんな先生みたいな人ではないですよと。何も考えないでいる人もいっぱいいますよと、その中からやはり大津の自死事件などを教訓に我々はやらなければいけないことをやろうとしているだけです。ぜひご理解いただきたい。

今加古川と宝塚が出ましたけれど、やはり全体的にみると、西の方がそういうものに敏感ですね。この自死に関しては。だから、それに対してはまさに単純明快な情緒的な報告書が出てくるなという感じはしています。これは我々の趣旨には合わないなというふうには思います。

○小池委員

次回に向けて、また2回程話し合えるかと思うのですが、今日出た議論を踏まえていくと、公表したときにどんな弊害があるかということ、具体的に事例を公表しているところが実際にあるわけなので、そこではどうだったのかという状況を確認して議論した方がよいと思いますので、調査をお願いしたいと思います。

まず1箇所、多分おわかりかと思いますが、県内の自治体で、いじめによる自死による調査報告書をインターネットで公表しているところがあります。かなり小さい自治体です。ですので、そこで公表することによって、どんな弊害があったのか。

あと、横浜市で要約版を公表することが始まっていますが、横浜市にも問い合わせさせていただいて、これについて、どんな弊害があるか、あるいは逆にこんな公表では問題ではないかみたいな捉え方が横浜市であるかどうか。

あとは、公表ということ言えば、特殊な事例かもしれませんが、大津市では、有名になった大津のいじめ自死事件ですけれども、教育委員会のホームページでは、

提言の部分しか公表されていなくて中身の部分は公表されていません。大津市のスタンスとしては、全文が取りたいのであれば、情報公開手続をとって見に来てくださいというふうな立場をとっています。大津市はそういうことに立場を取ることによって実際問題としてどの程度情報公開請求があつたりだとか、あるいは弊害、あるいは、このやり方はおかしいという辺りを大津市にも聞いていただければと思います。あと大津市の特殊事情で言えば、教育委員会のホームページでは一部分しか公表されていないのですが、市議員さんが、黒塗りはありますけれども、全文を公表しています。そのことについて、これまた大津市の方で何か問題や何か把握しているかどうか。そういった辺りの問題点も基礎にして、私たちがどんな公表をしていったら良いのかということも考えられたらいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○柳生会長

加えて、例えば東と西に分けて考えるのはおかしな話なのでは、やはり西の方がすごくナーバスなのですね。ですから今言っていた加古川市とか、大津もそうですし、それから宝塚もそうだと思うのですが、これらの機関とも連絡が取れば調べていただくとありがたいというふうに感じています。

○小池委員

公表に関していうとなのですが。

○柳生会長

反面、兵庫県あたりですと、例えば二階から飛び降りた子どもについては、いじめとは関係ないと突っぱねているところもあるわけです。だから、何が知りたいかということはなかなか難しいところがあるのですけれども、そういうことを事前に調べていただくとありがたいというふうに思います。

○柳生会長

予定どおり行っているのですけれども、そろそろ時間ですので、特段の意見がありましたら受け付けます。

○柳生会長

それでは、ないようでしたら、いじめ防止対策推進法第 28 条の第 1 項に基づく事項に移りたいと思います。

以降の会議はプライバシーに関する情報を取り扱うことがありますので、非公開といたしますので、大変恐縮ですが、お願いしたいと思います。

○事務局

それでは、以降の会議は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退出いただきますようお願いいたします。

— 傍聴人退室 —

2 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づく事項

－ 非公開 －

○柳生会長

それでは、時間となってきましたので、特段に意見がないようでしたらば、本日の議事はこれで終了いたします。最後に事務局からお願いします。

○事務局

柳生会長、ありがとうございました。

次回の日程ですが、会長から先ほど年度内に 4 回ということで目安を示していただきましたので、12 月中旬以降の開催を考えております。後日、日程調整を行いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○事務局

以上で第 2 回いじめ防止対策調査会の日程は全て終了となります。
本日はどうもありがとうございました。